

「新たな観光コンテンツ造成および販売促進支援業務」に関する質問に対する回答

該当項目	質問	回答
3(2)別紙1	1 ○別紙について「補助対象経費」 →観光事業者への補助対象経費の精算業務においては、具体的にどのような経理証憑が必要になりますでしょうか。	請求書、契約書、領収書などの対象経費の支払実績を客観的に証明できる書類が必要となります。なお、詳細については、発注者と受注者で協議の上、決定する想定です。
3(2)別紙1	2 ○別紙について「補助対象経費」 →相見積等の手続きを経た上で、必要と認められた場合には、当事業の受託者（伴走事務局）が業務を受託することは可能でしょうか。	可能です。内容を精査し、発注者、受託者、観光事業者の3社で協議の上、決定する想定です。
3(2)別紙1 1②	3 ○WIFI化 Wi-Fi化について、補助対象となる経費の範囲（機器購入、回線導入、設置工事費など）や、利用対象（観光客向け、事業者用）に関する基準があればご教示ください。また、月額通信費等の扱いについてもご確認させてください。	仕様書別紙1の2のとおり、「補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料など）」は対象外を想定しています。なお、補助対象経費の詳細は、公募要領等作成時、発注者と受託者で協議の上、決定する想定です。
3(2)別紙1 1②	4 ○キャッシュレス導入に関わる対象経費の範囲について キャッシュレス化が補助対象経費に含まれるとのことですが、対象となる経費の具体例（例：決済端末の購入、初期導入費、月額利用料など）や上限について、詳細なガイドラインがあればご教示ください。	仕様書別紙1の2のとおり、「補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料など）」は対象外を想定しています。なお、補助対象経費の詳細は、公募要領等作成時、発注者と受託者で協議の上、決定する想定です。
3(2)別紙1 1②	5 「②受入体制の整備に係る費用」 →例えば、WIFI化などでは事業終了後もランニングコストがかかるが、当委託期間内における費用のみが「補助対象経費」となるという認識で問題ないでしょうか。	想定の実例は、仕様書別紙1の1②のとおり、「サービス利用に係る導入費、ランニングコスト」に該当します。
3(2)別紙1 1③	6 「造成した観光コンテンツを販売するために必要な写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの企画、作成」 →観光事業者が補助事業で制作した、写真・動画等の著作権は、観光事業者に帰属することで問題ないでしょうか。	観光事業者と制作事業者間の契約内容によりますが、著作権を観光事業者の帰属とした制作物に係る経費も補助対象となります。
3(2)別紙1 1③	7 「造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備、プロモーションに係る経費」 →海外旅行博等での出展費用および渡航費用についても補助対象経費でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。
3(2)別紙1 1③	8 「造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招へい」 →モニターツアーではなく、ファムトリップやインフルエンサー招聘については実施場所までの交通費は補助対象経費という認識で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。

「新たな観光コンテンツ造成および販売促進支援業務」に関する質問に対する回答

	該当 項目	質問	回答
仕様書について	3(2) 別紙1 2	9 「補助対象事業者における常勤職員の賃金、通勤費等件費」 →常勤ではなく、当プロジェクトにおける臨時雇用の賃金については補助対象となりますでしょうか。	補助対象外となります。
	5(1)	10 ○伴走支援について 選ばれた観光事業者の規模や業種に制限はあるのか。小規模な個人事業者でも対象になるのか。	制限はありません。 ただし、コンテンツを販売・運営できる体制であること、来年度以降、自走できる事業者であることを想定しています。
	5(1)	11 ○観光コンテンツの造成について 観光事業者の選定が少なかった場合、市としての追加募集やコンテンツ構成の変更など柔軟に対応頂けるのか。	対応いたします。
	5(3)	12 ○伴走支援について 弊社のスタッフが現地に駐在する必要があるか。	不要です。オンラインやeメール等で対応できる体制であれば構いません。
	5(3) イ	13 ○伴走支援について (外国籍人材)や(ターゲット市場経験者)はチームに1名いればいいのか。	結構です。
	5(3) イ	14 ○伴走支援について (常時配置)とはどのような形を求めているのか(契約期間中の稼働率、案件ごとの関与)例えば、月に何日稼働していればいいのか目安があればお願いします。 また、スキル・経験に関する客観的基準(就労実績年数や語学資格など)があればお示ください。	(常時配置)は、観光事業者からの連絡に対して、常に対応できる体制を想定しています。 スキルや・経験に関する客観的基準は設定していません。
	5(3) ウ	15 ○伴走支援について 必要に応じて「専門家を派遣」とありますが、どのような分野が優先されるのか(ガイド、SNS運用、外国語対応)	受託者において、事案に応じて適切に判断し、伴走支援を行ってください。
	5(3) エ、 オ	16 事業終了後も、販売・運営に伴う実行支援を行うこと、とありますが、採択された観光事業者は本事業期間「令和8年3月19日まで」に必ずしも造成した商品を販売、あるいは販売を開始することは求めないということになるのでしょうか。 販売に向けたロードマップが適切に策定されているということであれば、例えば、来年度以降の販売開始ということでもよろしいのでしょうか。 本事業終了後においても、それらの進捗状況について受託者が確認をし、貴市へ報告共有するという解釈で間違いはないのでしょうか。	本事業期間の令和8年3月19日までに、造成商品の販売を開始させてください。観光コンテンツ造成後も、令和8年3月19日までは、販売・運営に伴う支援及び発注者への報告を実施してください。

「新たな観光コンテンツ造成および販売促進支援業務」に関する質問に対する回答

	該当項目	質問	回答
	5(4) 工	17 「エ 本事業の委託料のうち観光事業者の取組内容にかかる支援相当額は12,000千円とする。また、1観光事業者に対して支援できる相当額の上限は、2,000千円とする。」 →観光事業者における補助対象経費として「消費税及び地方消費税」は「支援相当額」に含まれますでしょうか。	観光事業者への補助対象経費に係る「消費税及び地方消費税」は「支援相当額」に含まれます。
	5(4) 工	18 「エ 本事業の委託料のうち観光事業者の取組内容にかかる支援相当額は12,000千円とする。また、1観光事業者に対して支援できる相当額の上限は、2,000千円とする。」 →上限額に達しなかった場合、差額については受託者の委託料になる、という認識で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。
	5(5)	19 北九州市情報発信強化委員会が運用するSNSアカウントに多言語版はありますか。	SNSアカウントはありませんが、以下のとおりHPIはあります。 【英語版】 https://kitakyushucity.guide/en/ 【繁体字】 https://kitakyushucity.guide/tw/ 【簡体字】 https://kitakyushucity.guide/cn/ 【ハングル】 https://kitakyushucity.guide/ko/
	5(5)	20 ○プロモーション・PR支援について 北九州市情報発信強化委員会が運用するSNSとの連携について、運用のガイドラインを教えてください。	北九州市観光情報サイト「北九州パレット」に掲載するSNS運用ポリシー (https://kitakyushucity.guide/sns/) のとおりです。
	5(5)	21 OKPI,改善提案について 提案時に求められる「KPI設定」には、定量（来訪者数、販売数）・定性（満足度、事業者評価）どちらも含まれるか。	どちらも含まれていることが望ましいです。
	5(5)	22 ○プロモーション・PR支援について 本事業により造成された観光コンテンツを自社のメディアパートナーにて紹介することは可能か。	可能です。
全体について	1	本業務の受託者は、本事業の観光事業者として応募できないという認識でよろしいでしょうか。 あるいは、公募要領等を受託者にて作成となっておりますので、その点も含めて、応募者の条件について受託者で策定するという考え方になるでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありませんが、公募要領等は発注者と受託者で協議の上、策定します。
	2	○実績の取り扱いについて 本業務で発生する観光コンテンツ、広告物、販促ツール等の成果物に関して、弊社の実績として外部発信・提案資料等への活用は可能か？	可能です。